

別表 1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
削除		
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定するIP通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（番号規則別表第1号から第8号、第10号及び第11号に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

## 別表2 接続形態

以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。

- (1) 削除
- (2) 光信号局内伝送路
- (3) IP通信網県間区間伝送路（準用される接続約款の別表2第2表及び第3表の規定にかかわらず、接続約款第5条（標準的な接続箇所）表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用する協定事業者が利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者になるものとします。）
- (4) 削除
- (5) 中間配線盤特別利用機能

## 別表3 削除